

「土地・家屋の評価額」と「自己資産」の確認ができます

問 財務課 町税係 ☎62-9124

● 固定資産の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

この縦覧は、納税義務者の方が自己の所有する土地・家屋の評価額につき、適正かどうかを確認していただく制度です。財務課職員がご相談に応じますので、ぜひこの機会にご利用ください。

- 期間 4月2日～5月1日（土・日・祝日を除く）
- 時間 午前8時30分～午後5時15分
- 場所 役場財務課町税係（1階4番窓口）
- 内容 土地価格等縦覧帳簿（所在・地番・地目・地積・評価額）家屋価格等縦覧帳簿（所在・種類・構造・床面積・評価額）
- 対象者 納税義務者および同居の親族・納税管理人・前記の代理人
- 持ち物 免許証など本人確認ができるもの・委任状（代理人の方）
- 手数料 無料
- その他 縦覧帳簿のコピーはできません。非課税または免税点未満の土地、家屋対象外および納税義務がない方は縦覧できません。

● 固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方が、自己の資産について固定資産課税台帳に記載された内容を確認することができます。

- 期間 4月2日～翌年3月31日（土・日・祝日を除く）
- 時間 午前8時30分～午後5時15分
- 場所 財務課町税係（1階4番窓口）
- 対象者 納税義務者および同居の親族・借地人または借家人・前記の代理人・固定資産の処分の権利を有する方
- 持ち物 免許証など本人確認ができるもの・印鑑・借地、借家に係る賃貸借契約書など（借地人または借家人の方）・委任状（代理人の方）
- 手数料 縦覧期間中（4月2日～5月1日）は無料ですが、それ以外の期間は一名義人300円です。
- その他 借地人または借家人等関係人の閲覧は、該当する物件だけの閲覧となります。

障害者手帳をお持ちの方へ

軽自動車税の減免について

問 財務課 収納係 ☎62-9123

身体等に障がいのある方等が所有する軽自動車、または車いす仕様車などで、次のいずれかの要件を満たす場合に、その年の軽自動車税を減免することができます。

減免を受けることができるのは、一人の障がい者につき一台です。普通自動車等の自動車税との重複はできません。

減免を希望される方は、財務課収納係で期限までに手続きをしてください。平成23年度に申請した方も、毎年申請が必要になりますのでご注意ください。

■ 減免の基準

- ① 身体障害者手帳（または療育手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方が所有し運転する場合（障がいの程度が一定基準を満たす方）
- ② 18歳未満の障がい者等と生計を一にする方が所有し運転する場合
- ③ 身体障がい者等が所有する車両で身体障がい者等と生計を一にする方、または身体障がい者等を常時介護する方が運転する場合
- ④ 車両の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するために改造された軽自動車

■ 申請期限 5月24日（木）

■ 持ち物 身体障害者手帳等／運転免許証／自動車検査証／印鑑



※東日本大地震により紛失または、使用不能となった軽自動車についてはお問い合わせください。